

正誤表・更新情報

本書中に訂正・更新箇所等がございました。お手数をお掛けしますが、下記ご参照頂けますようお願い申しあげます（2016年3月16日）

■第1刷（2014年3月1日発行）の修正箇所

頁	場所	修正前	修正後	補足	掲載
目次概略					
	15章の章タイトル	侵襲性 肺炎球菌 感染症	侵襲性 髄膜炎菌 感染症	章タイトルの誤記	14/02/20
目次					
	15章の章タイトル	侵襲性 肺炎球菌 感染症	侵襲性 髄膜炎菌 感染症	章タイトルの誤記	14/02/20
第1部 3章					
26	上から3~7行目	平成25年3月と4月におこなわれた一部改正では、四類感染症に「重症熱性血小板減少症候群(SFTS)」(第2部4章)が追加された。さらに、五類感染症に「侵襲性インフルエンザ菌感染症」(第2部13章)と「侵襲性肺炎球菌感染症」(第2部14章)が追加され、五類感染症の「髄膜炎菌性髄膜炎」は「侵襲性髄膜炎菌感染症」(第2部15章)に変更された。	平成 26年9月19日の一部改正において「薬剤耐性アシネットバクター感染症」(第3部5章) は、五類感染症の定點把握から全数把握の対象疾患となり、より厳密な監視体制が敷かれるようになった。また、近年、ブラジルにおいて小頭症の新生児が増加しており、ジカウイルスによる感染との関連が指摘されている。これを受けて、平成 28年2月15日の一部改正 では「ジカウイルス感染症」が四類感染症として新たに追加された。	平成26年9月19日と平成28年2月15日の感染症法の一部改正にともなう内容修正	16/03/16
26	上から8~9行目	106 の感染症(2013年5月現在)	113 の感染症(2016年3月現在)		16/03/16
26	下から5行目	(第2部4章参照)	(第2部5章参照)		14/05/09
27	表2 類型 二類	二類(5種)	二類(7種)	「類型 二類」を、感染症法の改正にともない修正	16/03/16
27	表2 感染症の名称二類	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルスに限る)、鳥インフルエンザ(H5N1)	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスに限る)、 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスに限る) 、鳥インフルエンザ(H5N1)、 鳥インフルエンザ(H7N9)	「感染症の名称 二類」を、感染症法の改正にともない修正	16/03/16
27	表2 類型 四類	四類(43種)	四類(44種)	「類型 四類」を、感染症法の改正にともない修正	16/03/16

27	表2 感染症の名称 四類	E型肝炎, ウエストナイル熱, A型肝炎, エキノコックス症, 黄熱, オウム病, オムスク出血熱, 回帰熱, キヤサヌル森林病, Q熱, 狂犬病, コクシジオイデス症, サル痘, 腎症候性出血熱, 西部ウマ脳炎, ダニ媒介脳炎, 炭疽, チクングニア熱, つつが虫病, デング熱, 東部ウマ脳炎, 鳥インフルエンザ(H5N1を除く), ニパウイルス感染症, 日本紅斑熱, 日本脳炎, ハンタウイルス肺症候群, Bウイルス病, 鼻疽, ブルセラ症, ベネズエラウマ脳炎, ヘンドラウイルス感染症, 発しんチフス, ボツリヌス症, マラリア, 野兎病, ライム病, リッサウイルス感染症, リフトバレー熱, 類鼻疽, レジオネラ症, レプトスピラ症, ロッキー山紅斑熱, 重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る)	E型肝炎, ウエストナイル熱, A型肝炎, エキノコックス症, 黄熱, オウム病, オムスク出血熱, 回帰熱, キヤサヌル森林病, Q熱, 狂犬病, コクシジオイデス症, サル痘, ジカウイルス感染症 , 腎症候性出血熱, 西部ウマ脳炎, ダニ媒介脳炎, 炭疽, チクングニア熱, つつが虫病, デング熱, 東部ウマ脳炎, 鳥インフルエンザ(H5N1およびH7N9を除く), ニパウイルス感染症, 日本紅斑熱, 日本脳炎, ハンタウイルス肺症候群, Bウイルス病, 鼻疽, ブルセラ症, ベネズエラウマ脳炎, ヘンドラウイルス感染症, 発しんチフス, ボツリヌス症, マラリア, 野兎病, ライム病, リッサウイルス感染症, リフトバレー熱, 類鼻疽, レジオネラ症, レプトスピラ症, ロッキー山紅斑熱, 重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る)	「感染症の名称 四類」を、感染症法の改正にともない修正	16/03/16
27	表2 類型 五類 全数把握	五類 全数把握(18種)	五類 全数把握(22種)	「類型 五類 全数把握」を、感染症法の改正にともない修正	16/03/16
27	表2 感染症の名称 五類 全数把握	アメーバ赤痢, ウィルス性肝炎(E型肝炎およびA型肝炎を除く), 急性脳炎(四類感染症による脳炎を除く), クリプトスボリジウム症, クロイツフェルト・ヤコブ病, 劇症型溶血性レンサ球菌感染症, 後天性免疫不全症候群, ジアルジア症, 先天性風しん症候群, 梅毒, 破傷風, バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症, バンコマイシン耐性腸球菌感染症, 風しん, 麻しん, 侵襲性インフルエンザ菌感染症, 侵襲性髄膜炎菌感染症, 侵襲性肺炎球菌感染症	アメーバ赤痢, ウィルス性肝炎(E型肝炎およびA型肝炎を除く), 急性脳炎(ウエストナイル脳炎, 西部ウマ脳炎, ダニ媒介脳炎, 東部ウマ脳炎, 日本脳炎, ベネズエラウマ脳炎およびリフトバレー熱を除く), クリプトスボリジウム症, クロイツフェルト・ヤコブ病, 劇症型溶血性レンサ球菌感染症, 後天性免疫不全症候群, ジアルジア症, 水痘(入院例に限る) , 先天性風しん症候群, 梅毒, 播種性クリプトコックス症 , 破傷風, バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症, バンコマイシン耐性腸球菌感染症, 風しん, 麻しん, 侵襲性インフルエンザ菌感染症, 侵襲性髄膜炎菌感染症, 侵襲性肺炎球菌感染症, カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症, 薬剤耐性アシネットバクター感染症	「感染症の名称 五類 全数把握」を、感染症法の改正にともない修正	16/03/16
27	表2 感染症の名称 五類 定点把握 基幹定点医療機関	・基幹定点医療機関(週単位) 感染性胃腸炎(オウム病を除く), クラミジア肺炎(オウム病を除く), 細菌性髄膜炎, マイコプラズマ肺炎, 無菌性髄膜炎 ・基幹定点医療機関(月単位) ベニシリン耐性肺炎球菌感染症, メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症, 薬剤耐性アシネットバクター感染症 , 薬剤耐性綠膿菌感染症	・基幹定点医療機関(週単位) 感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る), クラミジア肺炎(オウム病を除く), 細菌性髄膜炎(髄膜炎菌, 肺炎球菌, インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く), マイコプラズマ肺炎, 無菌性髄膜炎 ・基幹定点医療機関(月単位) ベニシリン耐性肺炎球菌感染症, メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症, 薬剤耐性綠膿菌感染症	「感染症の名称 五類 定点把握」を、感染症法の改正にともない修正	16/03/16

第1部 4章

32	図2の左側		※1 参照	「糖衣」を上に移動し、「物理的」「化学的」の区分を修正	14/05/09
33	上から11行目	約 60 兆個である	約 37 兆個である		16/03/16

第2部 トビラ

35	下から2行目	冒頭に 作成し	冒頭に 付記し		16/03/16
----	--------	----------------	----------------	--	----------

第2部 1章

36	下から12行目	Vero toxin producing	Vero toxin-producing	ハイフンを追加	14/05/09
37	図2の左下側		※2 参照	「内膜」の引き出し線追加	14/05/09

37	図2の右上側		※2 参照	「LPS」の引き出し線修正	14/05/09
39	下から8行目	発熱は 軽微であるかまれである。	発熱は まれであり、あっても軽微である。		14/05/09
第2部2章					
51	図3のタイトル	マイコバクテリム属の分類	マイコバクテリウム属の分類		14/05/09
54	下から2行目	菌体外に分泌される(図3).	菌体外に分泌される(図4).		14/05/09
第2部4章					
77	コラム左段 下から2行目	マダニは自然環境において、	SFTSウイルスは自然環境において、		14/05/09
77	コラム右段 1行目	リザーバーとして いるが、シカとイノシシからの	リザーバーとして おり、マダニを媒介して感染する。また、シカとイノシシからの		14/05/09
第2部5章					
78	上から1行目	亜型によって 指定感染症、二類感染症、四類感染症に分類される	亜型によって、 二類感染症と 四類感染症に分類される	感染症法の改正にともない指定感染症を削除	16/03/16
78	図1の「鳥インフルエンザウイルスの亜型と分類」の囲みの中	H7N9:指定感染症 H5N1:二類感染症 H7N9とH5N1以外:四類感染症	H7N9とH5N1:二類感染症 H7N9とH5N1以外:四類感染症	感染症法の改正にともなう修正	16/03/16
80	上から14~15行目	H7N9亜型とH5N1亜型ウイルスが起こす鳥インフルエンザは、 それぞれ、指定感染症と二類感染症に分類されている。一方、	H7N9亜型とH5N1亜型ウイルスが起こす鳥インフルエンザは二類感染症に分類され、	感染症法の改正にともない指定感染症を削除	16/03/16
第2部6章					
92	上から2行目	ステイマンガベイ	ステイマンガベイ		16/03/16
96	下から1行目	カリニ肺炎	ニューモシチス肺炎		14/05/09
第2部8章					
110	上から5行目	1960年代後半になってからである。	1960年代後半になってからである。 ただし疫病については諸説があり、疫病患者から必ずしも赤痢菌が検出されていないのも事実である。このことから、志賀毒素を産生する腸管出血性大腸菌が疫病に関与している可能性も否定できない。本菌の発見は、1970年代後半になってからである(第2部1章参照)。		14/05/09
第2部9章					
123	図4		※3 参照	「逆行輸送」の矢印修正	14/05/09
第2部11章					
139	下から13行目	べん毛構成に必須な修飾である。	これらの修飾は べん毛構成に必須 である。		14/05/09
第2部13章					
155	図1の中央	リステリア菌	リステリア	菌を削除	14/05/09
第2部15章					
169	ヘッダの章タイトル	侵襲性 肺炎球菌 感染症	侵襲性 髄膜炎菌 感染症	章タイトルの誤記	14/02/20
169, 171, 173	右側インデックス	侵襲性 肺炎球菌 感染症	侵襲性 髄膜炎菌 感染症	章タイトルの誤記	14/02/20
171	下から9行目	通常は宿主の免疫系に 補足 され、	通常は宿主の免疫系に 捕捉 され、		14/05/28
173	上から6行目	髄膜炎菌ではOpc(outer-membrane protein C)とよばれる	髄膜炎菌ではOpc(outer-membrane protein class 5C)とよばれる		14/05/28
第2部16章					
178	下から4行目	ウイルスの侵入を 補足 しているのである。	ウイルスの侵入を 捕捉 しているのである。		14/05/28
第2部17章					
184	図2のA)の部分		※4 参照	「Vタンパク質」と「Cタンパク質」を削除	14/05/28

189	下から7行目	麻疹ウイルスの体内伝播に関しては、	麻疹ウイルスの体内伝播に関しては、		14/05/28
第2部18章					
193	図1の右側		※5 参照	色変更	14/05/28
第3部2章					
226	上から3行目	タンパク質の分解については第2部10章で解説しているので、	タンパク質の分解については第2部6章で解説しているので、		14/05/28
230	上から11行目	宿主側の異物排除機構から逃れている(第2部13~15章参照)。	宿主側の異物排除機構から逃れている(第2部13~15章参照)。		14/05/28
第3部3章					
234	上から8行目	細菌は種々のセンサーを利用してそれらを 補足 し、	細菌は種々のセンサーを利用してそれらを 捕捉 し、		14/05/28
第3部4章					
243	上から8行目	外膜タンパク質はオートトランスポーター(7参照)と同じように、	外膜タンパク質はオートトランスポーター(後述の7. V型分泌装置の項参照)と同じように、		14/05/28
第3部5章					
254	上から11, 13, 14行目	カルバペネム耐性腸内細菌	カルバペネム耐性腸内 細菌科 細菌		16/03/16
254	上から20行目	耐性菌の拡大が深刻化しつつある。CREはカルバ…	耐性菌の拡大が深刻化しつつある。 このような状況をふまえて平成26年9月19日の感染症法の一部改正により、「カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症」が五類感染症の全数把握疾患として、新たに追加された。 CREはカルバ…	平成26年9月19日の感染症法の一部改正にともなう追加	16/03/16
256	上から1~3行目	ガイドラインが策定されていないのが現状である。 また、感染症法(第1部3章参照)においても届出基準などが定められていないので、早急な対応が必要とされる(2013年3月現在)。	ガイドラインが策定されていないのが現状である。	感染症法の改正にともない削除	16/03/16
256	上から13行目	届出基準は、イミペネム、シプロキサシン、アミカシンのすべてに耐性を示す菌種	届出基準は、イミペネム、シプロ フロ キサシン、アミカシンのすべてに耐性を示す菌種		14/05/28
256	上から14行目	示す菌種であり、 五類感染症・定点把握【基幹定点医療機関(月単位)】の対象になっている。 MDRAは、…	示す菌種であり、 2014年9月19日から五類感染症の定点把握から全数把握の対象疾患となった。 MDRAは、…	平成26年9月19日の感染症法の一部改正にともなう内容修正	16/03/16
付録1					
262			ページ全体を削除	メールマガジン「月刊くるにど」が廃刊になったため	16/03/16

図表



